

夫婦の家事育児分担促進事業 企画運營業務委託仕様書

1 業務委託名

令和7年度「夫婦の家事育児分担促進事業」企画運營業務委託

2 趣旨

県では、共働き世帯の増加に伴い、主に女性の育児に対する負担感を軽減するため、男性の積極的な家事・育児参加等をテーマとした講座の実施などにより、男性の育児休業取得を促進してきたところである。

育児休業の取得や家事・育児の分担を当たり前のものと考えてもらうためには、子育ての経験がない世帯に向けた意識の醸成が必要であり、新婚夫婦や第1子の出産を控えている夫婦等を対象として、出産の準備や赤ちゃんの接し方等を具体的にイメージでき、育休制度や育休中の過ごし方を学べる講座を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日までとする。

4 経費の上限

1,757,370円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 委託内容

次の内容を盛り込んだ講座を企画立案し、実施すること。

なお、講座の名称についても提案すること。

(1) 内容

- ・新婚夫婦や第一子出産を控えている夫婦が参加したくなる内容や仕組みを盛り込んだ講座にすること。
- ・肌着やおむつ替え、沐浴のやり方など、赤ちゃんとの接し方を実践的に学ぶことができる内容を盛り込むこと。
- ・男性の育休取得や育児中の過ごし方を具体的にイメージできる内容を盛り込むこと。

(例)

- ・育児休業制度の紹介（セミナー、冊子の配布など）
- ・育休を取得したことがある男性や現在育休を取得している男性の体験談
- ・母親側から見た育児中に男性にしてもらってうれしい行動、NGの行動などが伝わる事例紹介 など
- ・講座の周知を図るため、チラシを制作するとともに、具体的な集客方法を提案すること。なお、市町村窓口及び県内産婦人科でのチラシ配布については、県において対応する。

(2) 対象者（ターゲット）

子育て経験がない世帯（新婚夫婦、第一子の出産を控えている夫婦など）

ただし、既婚・未婚を問わず、本事業に関心のある男性や夫婦も参加して差し支えない。

(3) 実施回数等

- ・ 1 回あたり 2 ～ 3 時間程度の講座とし、同日に午前・午後各 1 回実施すること。
- ・ 1 回あたり 30 名程度の参加者を集客すること。
- ・ 実施時期は問わないが、募集期間も踏まえ、対象者が参加しやすい時期とすること。

(4) 実施場所

参加者が来場しやすい場所を提案すること。なお、実施にあたっては、県と委託先が協議し、決定すること。

(5) その他独自提案

本事業の活性化に資する提案があれば、「独自提案」として事業計画書に盛り込むこと。

(6) その他

講座の状況を録画するとともに、アーカイブ化し、県が管理する YouTube チャンネルに公開すること。なお、オンタイムでの配信は条件としない。

6 注意事項

- (1) 制作した資料の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとする。
- (2) 委託業務において知り得た県や企業の情報等については、守秘義務を課する。
- (3) 本事業の実施により、知りえた個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (4) 特定の商品の販売・販売のあっせん、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者双方で協議のして決定すること。
- (7) 本業務に係る委託料の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を本業務終了後 5 年間に達する年度末まで整備すること。